

鹿屋市庁舎等管理規則第10条第8号に規定する市長が別に定めるものを定める要綱

(趣旨)

第1条 鹿屋市庁舎等管理規則(平成18年鹿屋市規則第14号。以下「規則」という。)

第10条第8号に規定する市長が別に定めるものについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 撮影等に係る行為 規則第10条第8号に規定する撮影、録音、録画、放送その他これらに類する行為をいう。

(2) 庁舎等 規則第2条に規定する庁舎等をいう。

(3) 庁舎管理者 規則第3条第1項に規定する庁舎管理者をいう。

(撮影等に係る行為の禁止の適用を除外するもの)

第3条 規則第10条第8号に規定する市長が別に定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 本市から委託等を受けた者が、当該委託等を履行する上で必要な記録を目的に行うもの

(2) 戸籍法(昭和22年法律第224号)又は住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づく届出を行う者又はその関係者が、当該届出の記念を目的に行うもの

(3) 障がい者、高齢者又は日本語が不自由な外国人等が、手続等を行う場合において、その者に対する配慮の提供が必要と認められるときに行うもの

(4) 庁舎等に掲示され、又は展示されているものの記録を目的に行うもの

(5) 表敬訪問、視察、集会その他これらに類する行為の記録を目的に行うもの

(6) 庁舎等で行う行事の記録を目的に行うもの

(7) 災害又は事故の発生その他特別な事態に対処するために行うもの

(8) 前各号に掲げるもののほか、撮影等に係る行為の禁止の適用を除外しなければ支障が生ずるもので庁舎管理者が必要と認めるもの

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。